

別表（第2条、第3条関係）

	内 容	備 考
事業区分	環境制御技術高度化事業	
補助事業者	1. 市町村 2. 公社（地方公共団体が出資している法人をいう。以下同じ。） 3. 農業者 4. 農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営、会計についての規約があるもの。以下同じ。） 5. 民間事業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれにも該当しない民間事業者及びこれらの民間事業者から出資を受けた民間事業者を除く事業者であって、地域農業の担い手として産地の中心となる経営体に限る。以下同じ。）	
事業実施主体	1. 公社 2. 農業者 3. 農業者の組織する団体 4. 民間事業者	
補助対象経費	<p>施設園芸において、環境制御技術を導入・実践するために必要があると認められる環境制御装置若しくは省力化・高度化につながる機器のリース導入又は資材の導入に要する経費。ただし、国の産地生産基盤パワーアップ事業要件に該当しないものに限る。</p> <p>環境制御装置とは、下記の（1）～（6）の機器をいう。</p> （1）環境測定装置 （2）炭酸ガス発生機 （3）濃度コントローラー （4）局所施用ダクトファン （5）技術のステップアップにつながる環境制御機器（湿度管理、日射比例による水管理等の機器、統合環境制御コントローラー、自動開閉装置等） （6）環境制御に係る新技术（電解水素水発生装置、ニラでの電照等、公的研究機関や農業振興センターによる実証データがあり、効果が認められた機器類） <p>省力化・高度化につながる機器又は資材とは、下記の（7）～（9）のものをいう。</p> （7）出荷調製機器 （8）ヒートポンプ （9）その他省力化・高度化につながると知事が認める機器・資材	（4）から（9）は、環境測定装置又は炭酸ガス発生機を既に導入している場合か、同時に導入する場合に限る。ただし、（7）の場合は、出荷調製機器を利用する農産物を生産する園芸ハウス全てに、環境測定装置又は炭酸ガス発生機を既に導入している場合か、同時に導入する場合に限る。既に導入されている機器又は資材の更新導入は補助対象としない。
補助率	本体価格の2分の1以内。ただし、リース期間完了時に残存価格を設定する場合については、リース物件購入価格（税抜き）から残存価格を減じた本体価格の2分の1以内とする。	県補助金に1,000円未満の端数が生じた場合は、切り捨てる。
補助対象限度額	2,000千円/10a・棟 出荷調製機器は4,000千円/台	

品目要件	<p>対象品目は、県の基幹11品目（ナス、ピーマン、シシトウ、キュウリ、ミョウガ、ニラ、トマト、新ショウガ、ハウスミカン、トルコギキョウ、ユリ）及び地域の重要品目</p> <p>※地域の重要品目については、以下に定めるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none">1. 市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に位置付けられる品目2. JAの産地振興計画等に位置付けられる品目3. 市町村が地域の担い手として認定している認定農業者、認定新規就農者が栽培する品目	
------	--	--